



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年5月29日（金） 第9803号

目次

ページ

規則

- 群馬県県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課） 2

告示

- 免税軽油使用者証の無効（税務課） 3
- 公文書開示の実施状況（県民活動支援・広聴課） 3
- 個人情報保護条例の運用状況（同） 8
- 准看護師指定試験機関の指定（医務課） 10
- 道路の供用開始（道路管理課） 11
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定（同） 11

労働委員会告示

- 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定 12

■ 規 則

群馬県条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和二年五月二十九日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第六十二号

群馬県条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県条例施行規則(昭和三十四年群馬県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

附則第一項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則第二項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、附則に次の一項を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る条例第六十一条の二第一項の中古自動車販売業者の要件等の特例)

4 法附則第五十九条第一項の規定により令和二年度分の種別割の徴収の猶予を受けた中古自動車販売業者が条例第六十一条の二第一項の規定により同年度分又は令和三年度分の種別割の減免を受けようとする場合における第四十四条第一項第二号の規定の適用については、同号中「種別割」とあるのは、「種別割(令和二年度分の種別割を除く。)」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の附則第四項の規定は、令和二年五月一日から適用する。

■ 告 示

◎群馬県告示第152号

群馬県県税条例（昭和25年群馬県条例第32号）第146条の10第2項の規定により交付した次の免税軽油使用者証について、亡失した旨の報告があったので、無効とする。

令和2年5月29日

群馬県知事 山本 一 太

業種	使用者証番号	有効期間	免税軽油使用者証を交付した事務所	亡失年月日
農業	07-00395	平成30年4月1日から令和3年3月31日まで	吾妻行政県税事務所	平成30年11月1日

◎群馬県告示第153号

群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号）第39条の規定により、令和元年度における公文書の開示等についての実施状況を次のとおり公表する。

令和2年5月29日

群馬県知事 山本 一 太

1 知事が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数

(単位：件)

区分		請求
請求先	県庁	325
	地域機関等	1,113
請求件数		1,439

注 請求者の内訳は、県内に住所を有する者213件、県内に事務所を有する団体565件、県外に住所を有する者299件及び県外に事務所を有する団体361件である。

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数

区分	元年度に決定した対象公文書数	処 理 の 内 容			不存在等件数
		開 示 (うち即日開示)	部分開示	非 開 示	
元年度	6,703	6,130 (786)	538	35	103
繰 越	—	—	—	—	—

(3) 審査請求の状況

(単位：件)

審査請求		処 理 の 内 容					
繰 越 件 数	請 求 件 数	裁 決				取 下 げ	審 査 中
		却 下	棄 却	一 部 認 容	認 容		
2	6	0	3	0	0	0	5

注 表中、「審査請求」「裁決」には、平成28年4月1日付け改正前の条例における「不服申立て」「決定」に係るものを含む。以下同じ。

2 議会が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数

(単位：件)

区 分	請 求
議 会	20

注 請求者の内訳は、県内に住所を有する者13件、県内に事務所を有する団体5件、県外に住所を有する者1件及び県外に事務所を有する団体1件である。

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数

区 分	元年度に 決定した対 象公文書数	処 理 の 内 容			不 存 在 等 件 数
		開 示	部 分 開 示	非 開 示	
元年度	28	22	6	0	3
繰 越	—	—	—	—	—

(3) 審査請求の状況 なし

3 教育委員会が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数

(単位：件)

区 分	請 求
教育委員会	43

注 請求者の内訳は、県内に住所を有する者16件、県内に事務所を有する団体16件、県外に住所を有する者1件及び県外に事務所を有する団体10件である。

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数

区 分	元年度に 決定した対 象公文書数	処 理 の 内 容			不 存 在 等 件 数
		開 示	部 分 開 示	非 開 示	

元年度	125	51	63	11	14
繰越	—	—	—	—	—

(3) 審査請求の状況

(単位：件)

審査請求		処理の内容					
繰越 件数	請求 件数	裁 決				取下げ	審査中
		却下	棄却	一部 認容	認容		
1	1	1	0	1	0	0	0

4 選挙管理委員会が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数

(単位：件)

区分	請求
選挙管理委員会	12

注 請求者の内訳は、県内に住所を有する者3件、県内に事務所を有する団体3件、県外に住所を有する者3件及び県外に事務所を有する団体3件である。

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数

区分	元年度に 決定した対 象公文書数	処理の内容			不存在等 件数
		開示	部分開示	非開示	
元年度	253	215	38	0	3
繰越	—	—	—	—	—

(3) 審査請求の状況 なし

5 人事委員会が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数

(単位：件)

区分	請求
人事委員会	1

注 請求者の内訳は、県内に住所を有する者1件である。

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数

区分	元年度に 決定した対 象公文書数	処理の内容			不存在等 件数
		開示	部分開示	非開示	

元年度	2	0	2	0	0
繰越	—	—	—	—	—

(3) 審査請求の状況 なし

6 監査委員が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数

(単位：件)

区分	請求
監査委員	1

注 請求者の内訳は、県内に事務所を有する団体1件である。

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数

区分	元年度に 決定した対 象公文書数	処 理 の 内 容			不存在等 件 数
		開 示	部分開示	非 開 示	
元年度	4	0	4	0	0
繰越	—	—	—	—	—

(3) 審査請求の状況

(単位：件)

審査請求		処 理 の 内 容					
繰越 件数	請求 件数	裁 決				取下げ	審査中
		却下	棄却	一部 認容	認容		
0	1	1	0	0	0	0	0

7 公安委員会が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数

(単位：件)

区分	請求
公安委員会	1

注 請求者の内訳は、県外に住所を有する者1件である。

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数

区分	元年度に 決定した対 象公文書数	処 理 の 内 容			不存在等 件 数
		開 示	部分開示	非 開 示	
元年度	0	0	0	0	1

繰越	—	—	—	—	—
----	---	---	---	---	---

(3) 審査請求の状況 なし

8 警察本部長が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数

(単位：件)

区分	請求
警察本部長	103

注 請求者の内訳は、県内に住所を有する者39件、県内に事務所を有する団体21件、県外に住所を有する者13件及び県外に事務所を有する団体30件である。

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数

区分	元年度に決定した対象公文書数	処理の内容			不存在等件数
		開示	部分開示	非開示	
元年度	270	58	212	0	23
繰越	—	—	—	—	—

(3) 審査請求の状況

(単位：件)

審査請求		処理の内容					
繰越件数	請求件数	裁決				取下げ	審査中
		却下	棄却	一部認容	認容		
2	2	0	1	1	0	0	2

9 労働委員会が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数 0件

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数 0件

(3) 審査請求の状況 なし

10 収用委員会が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数 0件

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数 0件

(3) 審査請求の状況 なし

11 内水面漁場管理委員会が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数 0件

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数 0件

(3) 審査請求の状況 なし

12 企業管理者が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数

(単位：件)

区 分	請 求
企業管理者	35

注 請求者の内訳は、県内に事務所を有する団体13件、県外に住所を有する者11件及び県外に事務所を有する団体11件である。

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数

区 分	元年度に 決定した対 象公文書数	処 理 の 内 容			不 存 在 等 件 数
		開 示	部分開示	非 開 示	
元年度	383	383	0	0	1
繰 越	—	—	—	—	—

(3) 審査請求の状況 なし

1.3 県が設立した地方独立行政法人が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数 0件

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数 0件

(3) 審査請求の状況 なし

1.4 住宅供給公社が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数

(単位：件)

区 分	請 求
住宅供給公社	2

注 請求者の内訳は、県内に事務所を有する団体2件である。

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数

区 分	元年度に 決定した対 象公文書数	処 理 の 内 容			不 存 在 等 件 数
		開 示	部分開示	非 開 示	
元年度	2	2	0	0	0
繰 越	—	—	—	—	—

(3) 審査請求の状況 なし

◎群馬県告示第154号

群馬県個人情報保護条例（平成12年群馬県条例第85号。以下「条例」という。）第35条の規定により、令

和元年度における条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和2年5月29日

群馬県知事 山本 一 太

1 個人情報取扱事務の登録件数

(単位：件)

実施機関名	登録件数
知事	1, 891 (44)
議会	39
教育委員会	227 (3)
選挙管理委員会	21
人事委員会	20
監査委員	10
公安委員会	5
警察本部長	154
労働委員会	13
収用委員会	7
内水面漁場管理委員会	5
企業管理者	20
県が設立した地方独立行政法人	67
合 計	2, 479 (47)

注 括弧内は、特定個人情報を取り扱う事務の内数である。

2 開示請求件数、訂正請求件数及び利用停止請求件数

(1) 開示請求件数

(単位：件)

実施機関名	書面による請求	口頭による請求	合計請求件数
知事	63	364	427
教育委員会	4	3, 855	3, 859
人事委員会	1	136	137
警察本部長	136	0	136
県が設立した地方独立行政法人	0	123	123

合 計	204	4,478	4,682
-----	-----	-------	-------

注1 他の実施機関については、開示請求なし。

2 口頭による開示請求については、令和2年3月末日までに開示期間が開始したものを対象とし、開示請求件数については、当該期間満了までの件数とした。

(2) 訂正請求件数 0件

(3) 利用停止請求件数 0件

3 開示請求、訂正請求及び利用停止請求に対する処理の内容

(1) 開示請求に対する処理内容

(単位：件)

区 分	書面による請求	口頭による請求	合 計
開 示 請 求	204	4,478	4,682
処 理 内 容	開 示 決 定	4,478	4,540
	部 分 開 示 決 定	0	216
	非 開 示 決 定	0	0
	不 存 在 決 定 等	0	24
	取 下 げ	1	0

注1 一つの開示請求について、複数の決定処分を行う場合があるので、処理内容の合計件数と開示請求の件数は、一致しない場合がある。

2 不存在決定等には、拒否決定及び条例第15条の規定による存否を明らかにしない決定を含む。

(2) 訂正請求に対する処理内容 なし

(3) 利用停止請求に対する処理内容 なし

4 審査請求の状況

(単位：件)

審査請求		処 理 の 内 容					
繰 越 件 数	請 求 件 数	裁 決				取 下 げ	審 査 中
		却 下	棄 却	一 部 認 容	認 容		
4	5	0	3	1	0	4	1

注 表中、「審査請求」「裁決」には、平成28年4月1日付け改正前の条例における「不服申立て」「決定」に係るものを含む。

◎群馬県告示第155号

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第27条第1項に規定する指定試験機関を指定したので、

同法第27条の15第1号の規定により告示する。

令和2年5月29日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地 一般財団法人日本准看護師推進センター 東京都文京区本駒込二丁目28番16号
- 2 指定試験機関が行う試験事務の範囲
 - (1) 試験問題の作成
 - (2) 答案の採点
 - (3) その他試験実施に関する必要な事務
- 3 指定試験機関に試験事務を行わせることとした日 令和2年4月1日

◎群馬県告示第156号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県太田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年5月29日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	大原境三ツ木線	太田市新田大根町974番の4地先から同市同974番の1地先まで	令和2年5月29日

◎群馬県告示第157号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

令和2年5月29日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間
県道	高崎駒形線	高崎市上大類町904番1地先から同市同町1163番地先までの上下線

■ 労働委員会告示

◎群馬県労働委員会告示第2号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、群馬県企業局の職員が結成し、又は加入する群馬県企業局労働組合について、群馬県企業局の職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を令和2年5月14日次の表のとおり認定した。

なお、地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定の告示（平成27年群馬県労働委員会告示第1号）は、廃止する。

令和2年5月29日

群馬県労働委員会会長 清水 敏

県 庁	企業局長、技監、参事、課長、室長、主監、電気保安監、次長（主として人事及び労働関係を担当する次長に限る。）、経営戦略課総務係長及び財政係長並びに経営戦略課において人事又は労働関係の事務を担当する職員
地域機関	所長、部長及び次長（主として人事及び労働関係を担当する次長に限る。）

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111